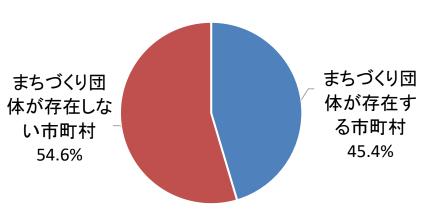
地域再生エリアマネジメント負担金制度について

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 内 閣 府 地 方 創 生 推 進 事 務 局

- 近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上 させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大しており、全国の約半数の市町村において 民間のまちづくり団体が活動している。
- エリアマネジメント活動の内容は多岐にわたるが、その中には賑わいの創出等を通じて地域の「稼ぐ力」を高め、地域再生の実現に寄与する活動もあり、こうした活動を促進していくことが必要。

【まちづくり団体が存在する市町村の割合】



※国土交通省都市局が、平成28年3月に全国1,741市町村に対して実施した アンケート調査による。

【エリアマネジメント団体の主な活動内容】 ※3つ以内の複数回答

A77 I = - I	_L_1 A
選択肢	割合
イベント、アクティビティ	55.1%
防災•防犯、環境維持	36.2%
まちづくりルール等	30.5%
情報発信	26.8%
公共施設・公共空間の整備・管理	25.1%
民間施設の公的利活用による地域の魅力・ 価値、利便の増進	10.6%

※京都大学経営管理大学院・国土交通省都市局まちづくり推進課・和歌山大学経済学部のアンケート調査(平成27年7月)による。調査対象は、都市再生整備計画を策定済みの市区町村のうち、都市再生推進法人がエリアマネジメントを実施している地区等を有する市区町村(計826市区町村、1524地区)。

- エリアマネジメント団体の収入源としては、自治体からの補助金・委託金、会員等からの会費、イベントの開催等による自主財源、が挙げられる。
- しかしながら、約3分の1のエリアマネジメント団体が、財源不足を課題として認識しており、 エリアマネジメント活動を促進する上では、財源の安定的な確保を図る必要がある。

【エリアマネジメント団体の主な収入源】 ※複数回答

選択肢	割合
自治体からの補助金、委託金等	56.1%
会員や地権者等からの会費その他の出捐金	40.6%
団体の自主財源 (イベントなど)	36.6%
寄付金	7.5%
その他	9.1%

【エリアマネジメント団体が直面している主な課題】

選択肢	割合
人材面の課題(エリマネを担う人材の不足等)	42.7%
財政面の課題(財源の不足、収入源の限定等)	33.5%
認知面の課題(地域への認知不足)	8.8%
制度面の課題(許認可手続等の負担)	6.1%
その他	9.0%

[※]京都大学経営管理大学院・国土交通省都市局まちづくり推進課・和歌山大学経済学部のアンケート調査(平成27年7月)による。調査対象は、都市再生整備計画を 策定済みの市区町村のうち、都市再生推進法人がエリアマネジメントを実施している地区等を有する市区町村(計826市区町村、1524地区)。

日本版BIDを含むエリアマネジメントの推進方策に関する検討会

検討会の目的

地域における良好な環境の形成、地域の価値の維持・向上、地域の稼ぐ力を高めるための官民連携したエリアマネジメント活動等について、その役割や課題を整理するともに、BID(Business Improvement District)やTID(Tourism Improvement District)を含む海外の先進事例や国内の取組事例から示唆を得つつ、我が国におけるエリアマネジメントの推進方策について検討を行う。

検討体制

事 務 局:内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局

参加省庁:国土交通省・経済産業省・総務省

意見聴取を行った有識者・地方公共団体関係者:

青山 公三 龍谷大学政策学研究科教授、京都府立大学京都政策研究センター長

柏木 宏 大阪市立大学大学院創造都市研究科教授

小林 重敬 横浜国立大学名誉教授

坂井 文 東京都市大学都市生活学部教授

御手洗 潤 京都大学経営管理大学院特定教授

田中 義人 俱知安町議会議員

寺本 譲 大阪市都市計画局開発調整部長

スケジュール

平成28年3月から6月にかけて、計4回検討会を開催 ⇒平成28年6月30日に中間とりまとめ

「中間とりまとめ」とそれ以降の検討

日本版BIDを含むエリアマネジメントの推進方策に関する検討会 中間とりまとめ(平成28年6月30日)

- ① 定量的な目標の設定(KPI)及び効果の「見える化」の推進
- ② 関係者の合意形成の促進、合意の継続性の確保
 - ・ハードとともにプロモーション等のソフトの取組みについて、関係者が協定等により内容、費用負担等について合意し、合意形成後に関係者が変動した場合も合意の継続性を確保しつつ、合意に基づき費用を負担する等の仕組みについて検討する。
- ③ 公共性、公益性が高い活動に対する公的関与、費用徴収
 - ・公共性、公益性が高いエリアマネジメント活動について、行政の認定、行政計画への記載等公的な位置付けを付与し、それを 支援する仕組みについて検討する。
 - ・地方自治法の分担金制度については、同法の趣旨に合致するものであれば地方公共団体の判断により、ソフトの取組みも含めエリアマネジメントに要する費用を分担金として徴収することが可能であることを明確化する。
- ④ 公共空間等の利活用による財源の確保

- ⑤ エリアマネジメント団体への資金提供の促進
- ⑥ 地方創生カレッジ等による専門的な人材の育成・確保 ⑦ 地方創生推
- ⑦ 地方創生推進交付金等による先駆的な取組みへの支援
- ⑧ 官民の協議会の設置等による官民連携の推進

エリアマネジメント活動の財源確保策について、内閣官房・内閣府において検討を継続

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版) (平成29年12月22日閣議決定)

「中間とりまとめ」に基づき、フリーライダー(エリアマネジメント活動に対する会費を負担しないにもか かわらず、活動により利益を得ているもの)の出現防止によるエリアマネジメント団体の財源確保をはじめ とした、エリアマネジメントの推進方策について必要な法制を含め制度化などの施策展開につなげていく。

地域再生法の一部改正法案による地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設(平成30年2月6日閣議決定)

市町村が、<u>地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収し、エリアマネジメ</u>ント団体に交付する官民連携の制度を創設

4

平成30年地域再生法改正関係 平成30年6月1日公布·施行

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆他方、エリアマネジメント活動では、<u>安定的な活動財源の確保が課題</u>。特に、エリアマネジメント活動による利益を 享受しつつも<u>活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要</u>。 (民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難)
- ◆このため、海外におけるBIDの取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者(事業者)から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図る。
 - ※ B I D···Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動



イベントの関係



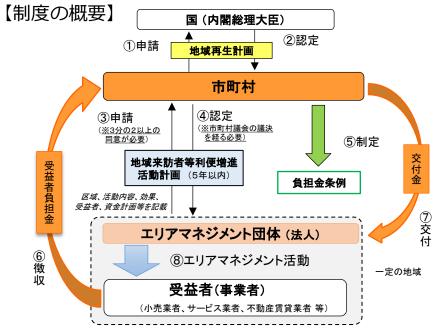
自転車駐輪施設の設置



オープンスペースの活用



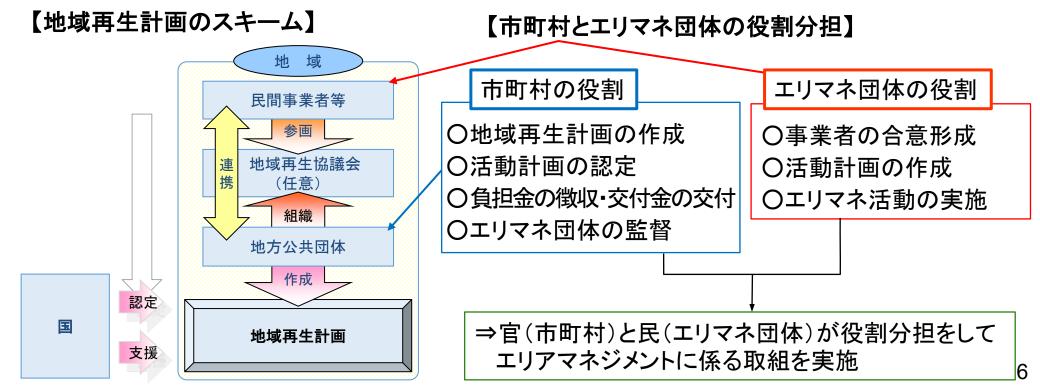
賑わいの創出に伴い必要となる 巡回警備



※3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中 の計画の取消等についても、併せて規定

なぜ地域再生法にエリマネ負担金制度を位置付けたのか

- 〇地域の賑わい創出等に資するエリマネ活動は、就業機会の創出や経済基盤の強化を通じて地域 再生を実現することから、エリマネ活動の促進は、民に委ねるのではなく、官民が連携して取り組む ことが必要。
- 〇地域再生法は、<u>地方公共団体が行う地域再生に寄与する自主的・自立的な取組</u>(地域再生計画) を支援する法律。また、民間事業者を含めた地域の関係者が参画する協議会制度を設けるなど、 官民連携による取組を推進している。
- ⇒地域再生法に位置付けることで、官民が連携してエリマネ活動の促進に取り組むスキームを構築。



受益者負担金制度とは

〇受益者負担金制度 = ある事業により<u>利益を受ける者</u>から、 その利益の限度において負担金を徴収する制度

【既存の法令の例】

- ○道路法・河川法等、公物管理法を中心として、様々な法令に位置付け
- 〇特に、都市計画法の受益者負担金制度、地方自治法の分担金制度を活用した下水道整備に 係る受益者負担金は数多くの自治体で活用(平成27年度末時点で1281団体にて活用)

【参考】下水道整備に係る受益者負担金制度の考え方

- ・下水道事業により公共下水道が整備されると、その整備により特定の地域について環境が改善され、未整備地区に 比べて<u>利便性・快適性が著しく向上する</u>
- •その結果として、当該地域の資産価値が増加する
- また、資産価値の増加という利益を受ける者の範囲は、公共下水道が整備される地域として明確である
- →受益者負担金制度が馴染む
- ※具体的な制度の内容は各自治体の条例に委ねられるが、標準的な考え方は以下の通り。
 - 〇賦課対象区域: 公共下水道の排水区域
 - ○受益者の範囲: 公共下水道の排水区域内の土地の所有者(ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用貸主又は貸借人)

なぜ、税ではなく受益者負担金制度なのか

○受益者負担金制度は、地域の関係者から法令に基づき金銭を徴収するという点で租税と 共通するが、以下のような性質の違いがある。

	租税	受益者負担金
活動により利益を受ける者 (受益者)の範囲	かなり広範囲にわたる	特定の集団に明確に限定される
個々の受益者の受益の評価	個々の者ごとの受益を厳格 には評価し難い	個々の者ごとに明確に評価 しうる

※「昭和46年政府税制調査会基本問題小委員会取りまとめ」を元に作成



- 〇エリアマネジメント活動は、
 - ・活動による受益が、市町村内の<u>一定の地域内の事業者に帰着する</u>という点において、受益者の範囲が明確である
 - ・その受益の程度についても、売上の増加等により定量的に評価し得る
- 〇また、我が国における先行的な取組である、「大阪版BID」においても、地方自治法の受益 者負担金制度を採用している

エリマネ団体の財源確保策として、受益者負担金制度を採用することとした

負担金制度の対象となるエリアマネジメント活動(総論)

受益者負担金制度 = ある事業により利益を受ける者から、 <u>その利益の限度において</u>負担金を徴収する制度

受益を定量的に金銭的価値として評価できることが必要

賑わいの創出等により事業者の事業機会の拡大や収益性の向上といった 経済効果が生じる活動(地域来訪者等利便増進活動)を対象

【条文:法第5条第4項第6号】

- ・・・地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もって 当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動であって 特定非営利活動法人等が当該事業者の意向を踏まえて実施するもの
 - (=地域来訪者等利便増進活動)
 - イ 来訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動
 - ロ 来訪者等の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動

負担金制度の対象となるエリアマネジメント活動(各論)

対象となる活動は、地域の実情に応じたケースバイケースとなるが、例えば以下のような活動は、 一般的に、負担金制度の対象になりうると考えられる。

〇来訪者や滞在者の利便の増進に資する 施設や設備の設置・管理に関する活動







サイクルポートの設置 オープンスペースの活用

巡回バスの運行

〇来訪者や滞在者を増加させるための活動



イベントの開催



情報発信

○賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備や 清掃活動



イベント開催に伴う巡回警備

負担金の徴収の対象となる「事業者」

受益者負担金制度 = <u>ある事業により利益を受ける者</u>から、 その利益の限度において負担金を徴収する制度

> 徴収の対象となる事業者に エリマネ活動による受益があることが必要

・・・自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって当該地域の来訪者 又は滞在者の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う 事業者が集積している地域において・・・当該地域来訪者当利便増進活動により利 益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、・・・【法第5条第4項第6号】

【対象として主に想定される事業者の例】

- ① <u>小売・サービス事業者</u>⇒徴収対象 (理由)来訪者等の増加で事業機会が拡大し、売上の増加が期待できるため
- ② <u>不動産貸付事業者</u>⇒徴収対象(理由)テナントの売上高の増加により貸付を行っている不動産の賃料の上昇が期待できるため
- ※どのような事業者から負担金を徴収するかは、エリアマネジメント団体が地域の事業者の同意を得ながら 作成する計画の内容によって決まってくるため一概には言えない

エリマネ負担金制度における実施主体

- エリマネ負担金制度では、エリマネ団体は、負担金を徴収した市町村から交付金の 交付を受け、その交付金に基づき、エリマネ活動を行うこととなる。このため、交付金を 適正に管理、執行する体制を整えるとともに、エリマネ団体内での責任関係等が明確で あることが必要。
- そこで、エリマネ負担金制度では、その実施主体を、法人格を有するエリマネ団体</u>に限定することとした。

【実施主体】 (地域再生法第5条第4項第6号)

- ·特定非営利活動法人(NPO法人)
- •一般社団法人、一般財団法人
- •その他の営利を目的としない法人
- ・地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社

〇地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用したい市町村は、当該事項を記載した地域再生 計画を作成し、国(内閣総理大臣)の認定を得る必要があります。

流れ①:地域再生計画の作成 国(内閣総理大臣) ②認定 ①申請 地域再生計画 市町村 4 認定 3申請 (※市町村議会の議決 (※3分の2以上の を経る必要) 同意が必要 ⑤制定 地域来訪者等利便増進 活動計画 (5年以内) 負担金条例 区域、活動内容、効果、 ⑦交付 エリアマネジメント団体(法人) **⑥** 徴 ⑧エリアマネジメント活動 一定の地域 受益者(事業者) (小売業者、サービス業者、不動産賃貸業者等)

※3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中 の計画の取消等についても、併せて規定

【地域再生計画の記載事項】

①必須記載事項

- ○地域再生計画の区域【法第5条第2項第1号】
- 〇地域再生を図るために行う事業に関する事項 【法第5条第2項第2号】
- ⇒受益事業者からの負担金の徴収及びエリマネ団体への交付金の 交付に関する事項を記載する必要【法第5条第4項第6号】
 - ※この他、地域再生基本方針に基づく支援措置や、地域独自の取組(行政の一元的な窓口の設置、エリマネ団体に対する助成や公共空間・公共空地の利活用促進 策等)についても記載可能。
- 〇計画期間【法第5条第2項第3号】

2努力記載事項

- ○地域再生計画の目標【法第5条第3項第1号】
- 〇事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度【府令第2条第1項第8号】

〇エリアマネジメント団体から市町村に対し、地域再生計画の作成の提案が可能【法第5条第6項】 ⇒エリアマネジメント団体の発意による自主的なエリアマネジメント活動の一層の促進

○ 地域再生法 (平成17年法律第24号)

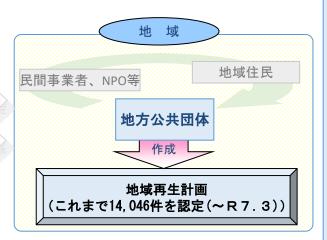
- 〇地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定し、 認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再 生に関する取組を支援
- ○地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」が3本柱
- 〇地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を載せる共通プラットフォームとして機能
- 〇計画認定には、地域再生基本方針(閣議決定)への適合を確認

○ 地域再生計画 の認定プロセス

図 内閣総理大臣認定 関係行政機関の同意

支援

計画申請は年3回 申請から3月以内に認定



主な支援措置メニュー

- ①新しい地方経済·生活環境創生交付金(第2世代交付金)(R6創設)
 - (注)デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ) (R4創設)等を新たに位置付けたもの。
- (注)R6改正で、民間事業者が公共的施設等の整備を行う場合についても、地方公共団体が 第2世代交付金を活用し補助する場合には、地方負担分を地方債の起債対象とすること とした。
- ②企業版ふるさと納税(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)(H28創設)
- ③地域再生支援利子補給金(H20創設)
- ④企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業)(H27創設、H30改正、R6改正)
- ⑤地域再生エリアマネジメント負担金

(地域来訪者等利便增進活動計画)(H30創設)

- ⑥商店街活性化促進事業 (H30創設)
- ⑦「**小さな拠点**」の形成に係る手続・課税の特例 (地域再生土地利用計画)(H27創設)(小さな拠点税制)(H28創設、H30改正)
- ⑧**生涯活躍のまち形成事業** (H28創設)
- ⑨地域住宅団地再生事業 (R1創設、R6改正)
- ⑩**既存住宅活用農村地域等移住促進事業** (RI創設)
- ①民間資金等活用公共施設等整備事業 (民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の業務特例)(RI創設)
- ①補助対象施設の有効活用

(財産処分制限に係る承認手続の特例)(H17創設)

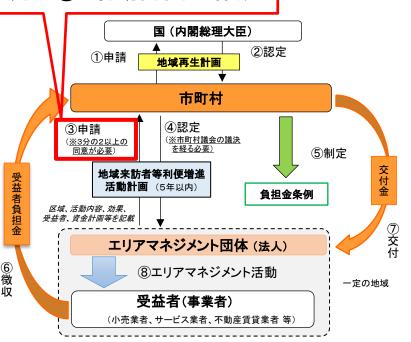




- 平成17年の法制定以降、**9度の法改正**(H19,20,24,26,27,28,30,R1,6)により、支援措置メニューを充実
- 特に、平成26年からの地方創生の流れに呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)と、 個別地域における具体的な支援措置を提供する「地域再生法」の2法が両輪となって地方創生を推進

〇地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用したいエリアマネジメント団体は、受益事業者の3分 の2以上の同意(※)を得て、当該事項を記載した地域来訪者等利便増進活動計画(活動計画)を 作成し、市町村長の認定を得る必要があります。

流れ②:活動計画の作成



※3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中 の計画の取消等についても、併せて規定

※総受益事業者の3分の2以上であって、その負担することと なる負担金の合計額が総受益事業者の負担することとなる 負担金の総額の3分の2以上となる受益事業者の同意を得 なければならない。

【地域来訪者等利便増進活動計画の記載事項等】

①必須記載事項【法第17条の7第2項、*府令第*39·40条】

- 〇活動を実施する区域
- ○活動の目標
- 〇活動の内容
- ○活動により事業者が受けると見込まれる利益の内容及び程度
- ○利益を受ける事業者の範囲
- ○計画期間(5年を超えないものに限る。)
- 〇資金計画
- ○エリマネ団体が行う地域来訪者等利便増進活動以外の事業の概 要、規模及び損益の状況【府令第40条】
- ※資金計画は、収支予算を明らかにして定める必要有【府令第39条】

②添付書類【府令第38条】

- **〇定款、登記事項証明書**
- 〇貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに準ずるもの
- 〇法第17条の7第5項の同意を得たことを証する書類
- **〇その他参考となる事項を記載した書類**

の計画の取消等についても、併せて規定

○市町村長は、エリアマネジメント団体から提出された活動計画について、市町村議会の議決を経た上で、認定基準を満たすと認められる場合には、当該計画を認定するものとします。

流れ③:市町村による計画の認定 国(内閣総理大臣) ②認定 地域再生計画 市町村 4)認定 ③申請 ※市町村議会の議決 (※3分の2以上の を経る必要) ⑤制定 同意が必要) 地域来訪者等利便增進 活動計画 (5年以内) 負担金条例 区域、活動内容、効果、 受益者、資金計画等を記載 ⑦交付 エリアマネジメント団体(法人) 6 徴収 ⑧エリアマネジメント活動 一定の地域 受益者(事業者) (小売業者、サービス業者、不動産賃貸業者等 ※3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中

【地域来訪者等利便増進活動計画の認定等】

①認定基準【法第17条の7第8項】

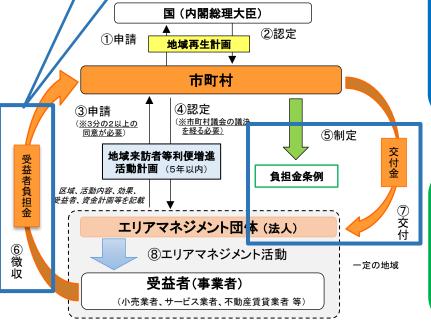
- ○認定地域再生計画に適合するものであること。
- 〇受益事業者の事業機会の増大又は収益性の向上及び活動実施区域 における経済効果の増進に寄与するものであると認められること。
- 〇円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ○活動により受益事業者が受けると見込まれる利益の限度において、 受益事業者が負担金を負担するものであること。
- 〇特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。

②認定に当たって行う手続【法第17条の7】

- ○公告し、公告の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない【第6項】
- ○認定市町村の議会の議決を経なければならない。【第9項】
- ○計画を認定したときは、遅滞なく、公表しなければならない。【第12項】

〇市町村は、認定した活動計画に基づきエリマネ団体が実施する活動に必要な経費の財源に充てる ため、事業者から負担金を徴収し、エリマネ団体に交付金として交付することができます。

流れ④:負担金の徴収と交付金の交付



※3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中 の計画の取消等についても、併せて規定

負担金の徴収【法第17条の8】

- 〇活動により受けると見込まれる利益の限度において、事業者から市町村 が負担金を徴収可能。
- ○事業者の範囲並びに負担金の額及び徴収方法を条例で定める必要有。
- ○督促を行った上で、地方税の滞納処分の例により徴収が可能。

交付金の交付【法第17条の9】

- 〇上記の負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、エリマネ団体に対し、活動計画に基づき実施されるエリマネ活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。
- ○交付金の交付を受けたエリマネ団体は、計画期間が終了したときは、遅 滞なく、当該交付金について精算しなければならない。

○交付された交付金を原資にしてエリマネ団体はエリマネ活動を実施するとともに、市町村は、エリマネ団体の活動について監督することとなります。

流れ⑤:エリマネ活動の実施 国(内閣総理大臣) ②認定 1)申請 地域再生計画 市町村 4)認定 3申請 ※3分の2以上の同意が必要※市町村議会の議決 ⑤制定 地域来訪者等利便增進 活動計画 (5年以内) 負担金条例 区域、)<mark>動内容、効果、</mark> 受益者、資金計画等を記載 ⑦交付 エリアマネジメント団体(法人) 6 徴収 ⑧エリアマネジメント活動 一定の地域 受益者(事業者) (小売業者、サービス業者、不動産賃貸業者等 ※3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間 中の計画の取消等についても、併せて規定

事業者の請求による計画の認定の取消し【法第17条の11】

- 〇市町村長は、事業者が三分の一を超える受益事業者(※)の同意を得て、 活動計画の認定の取消しを請求したときは、当該認定を取り消さなけれ ばならない。
- ※総受益事業者の三分の一を超え、又はその負担する負担金の合計額が負担金総額 の三分の一を超える受益事業者の同意

監督等【法第17条の12】

- 〇市町村長は、監督上必要があると認めるときは、エリマネ団体に対し、そ の活動又は会計の状況の報告を求めることが可能。
- 〇市町村長は、事業者が、十分の一以上(※)の同意を得て、エリマネ団体の活動又は会計が法令又は活動計画等に違反する疑いがあることを理由としてエリマネ団体に対する報告の徴収を請求したときは、エリマネ団体に対し、その活動又は会計の状況について報告を求める必要有。
- 〇市町村長は、上記の報告を求めた場合において、エリマネ団体の活動 又は会計が法令や活動計画等に違反していると認めるときは、違反を是 正するために必要な措置をとるべきことを命ずることが可能。
- 〇市町村長は、エリマネ団体が上記の命令に従わないときは、活動計画の 認定を取り消すことが可能。
- ※総受益事業者の十分の一以上又はその負担する負担金の合計額が負担金総額の 十分の一以上となる受益事業者の同意

地域再生エリアマネジメント負担金制度の導入に向けた支援

- 地域再生エリアマネジメント負担金制度の導入に当たっては、負担金の徴収の対象となる事業者の把握、 事業者の合意形成、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及び認定といったプロセスを踏む必要。
- こうしたプロセスに要する費用負担を軽減し、制度活用を促進するため、地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の申請を行った市町村については、当該申請を新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)の通常の申請上限件数(市区町村10事業)の枠外(追加2事業まで)とする弾力措置を講ずる。

(単純な市町村の交付金申請本数の増加だけでなく、他部局と申請本数について調整が不要となるなど、事務作業の効率化が図られる)

想定されるプロセス

エリマネ団体の 立ち上げ

イベント開催等の社会実験の実施、受益の試算

負担金制度の導入に向けた事業者の合意形成



地域来訪者等利便増 進活動計画の作成

市町村による計画の認定

市町村による負担金の徴収 エリマネ活動の実施

負担の例発生する費

- 先進事例の収集
- ・有識者等の招へい
- ・地方部と都市部が連携したイベントの開催準備
- ・歩行者通行量や売上高増加等のデータ収集、見える化
- ワークショップの開催

- イベント開催などのためのオープンスペース の確保
- ・エリマネ活動の更なる深化に向けた、周辺 地域を巻き込んだイベントやワークショップの 開催、データ収集、見える化

等

等

新しい地方経済・生活環境創生交付金 (内閣府地方創生推進室)

令和7年度当初予算 **2,000.0億円** (令和6年度予算額 1,000.0億円)

事業概要•目的

- ○「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げる ことができるよう、日本経済成長の起爆剤と しての大規模な地方創生策を講ずる。
- 〇地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、 地域の多様な主体(産官学金労言など)の参画を 通じた地方創生に資する地域の独自の取組み を、計画から実施までを強力に後押し。
- 〇地方公共団体の自主性と創意工夫を後押しし、 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で 受付。
- 〇小規模自治体も新交付金を十分に活用できる よう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

〇主な対象事業

• 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体 の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

> 最先端技術教育の拠点整備・実施 (ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代 交流施設の一体的な整備 (分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する 仕組みの構築



国の伴走支援の強化



資金の流れ

围

交付金

※地方財政措置を講じる

都道府県 市区町村

期待される効果

〇地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。

20

(参考) 海外のBID制度との比較

	アメリカ (ニューヨーク市)	イギリス	ドイツ (ハンブルク州)	日本(地域再生エリアマネジメント負担金制度)
特徴	公衆衛生の悪化や犯罪増加等の課題への対処を契機として開始された経緯から、clean&safeを第一の目的として活動しているケースが多い(NY市では、清掃は約9割、警備は約6割の地域で実施)	事業者の負担によって実施されるため、マーケティングやプロモーションなど、商業活性化に対する投資の側面が比較的強い	道路の歩行空間を拡張した敷石の設置等、街区管理という側面が比較的強い 判例法理により、税や分担金ではない、特別賦課金という形式を採用	地域の「稼ぐ力」を高め、「自助の精神」に基づく地方創生を実現する取組として位置付け
同意水準	過半数	過半数(投票総数と負担 金額)	申請時:15%以上の賛成 公告縦覧手続時:3分の1 以上の反対が無い	3分の2以上
徴収の対象	不動産所有者	事業者(テナント)	不動産所有者	エリアマネジメント活動により 利益を受ける事業者 (例:小売業者、サービス業 者、不動産賃貸業者等)
徴収の方法	資産税に上乗せして市が 負担金を徴収	事業所税に上乗せして市 が負担金を徴収	市が賦課金を徴収	市町村が負担金を徴収